

議第 1 号

教育委員会教育長の任命について

本市教育委員会教育長高橋誠一郎は、令和5年7月25日任期満了することとなるので、その後任教育長として次の者を任命いたしたいので議会の同意を求める。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	高 橋 誠一郎	

議第 1 号参考

高 橋 誠 一 郎 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 主な経歴

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

議第 2 号

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員松井啓子は、令和5年7月25日任期満了することとなるので、その後任委員として次の者を任命いたしたいので議会の同意を求める。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	松 井 啓 子	

議第 2 号参考

松 井 啓 子 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

議第 3 号

公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員久住和裕は、令和5年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として次の者を選任いたしたいので議会の同意を求める。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	八 幡 雅 絵	

議第 3 号参考

八 幡 雅 絵 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

地方公務員法（抜粋）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議第 4 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員稲田望は、令和5年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として次の者を選任いたしたいので議会の同意を求める。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	佐 藤 義 宏	

議第 4 号参考

佐 藤 義 宏 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第 423 条

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

三条市税条例（抜粋）

（審査委員会の委員の定数）

第 67 条の 2 審査委員会の委員の定数は、3 人とする。

固定資産評価員の選任について

本市固定資産評価員に次の者を選任いたしたいので、議会の同意を求める。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	佐 藤 達 也	

議第 5 号参考

地方税法（抜粋）

（固定資産評価員の設置）

第 404 条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

- 2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

議第 6 号

三条市税条例の一部改正について

三条市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市税条例の一部を改正する条例

三条市税条例（平成 17 年三条市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 25 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 27 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて

賦課し、及び徴収する。

第 30 条第 2 項中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第 33 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第 3 項、第 5 項及び第 6 項中「によって」を「により」に改める。

第 34 条の 3 第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「通知によって」を「通知により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 34 条の 3 の 2 第 1 項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第 34 条の 3 の 5 において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「によって」を「により」に改める。

第 34 条の 3 の 6 第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「方法によって」を「方法により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、

当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 72 条第 1 号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第 16 条の 2 第 4 項中「100 の 10」を「100 分の 35」に改める。

附則第 18 条第 3 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 72 条第 1 号エの改正規定及び附則第 4 項の規定（この条例による改正後の三条市税条例（以下「新条例」という。）附則第 18 条第 3 項に係る部分を除く。）

令和 5 年 7 月 1 日

(2) 第 22 条の 9 第 2 項並びに第 27 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 30 条第 2 項、第 33 条、第 34 条の 3、第 34 条の 3 の 2 及び第 34 条の 3 の 6 の改正規定並びに附則第 16 条の 2 第 4 項及び附則第 18 条第 3 項の改正規定並びに次項並びに附則第 4 項（新条例附則第 18 条第 3 項に係る部分に限る。）及び第 5 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 第 25 条の 3 の 2 の改正規定及び附則第 3 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

2 前項第 2 号に掲げる規定による改正後の三条市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5

年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 25 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき三条市税条例第 25 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 4 新条例第 72 条第 1 号エ及び附則第 18 条第 3 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第 16 条の 2 第 4 項の規定は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議第 6 号参考

三条市税条例（抜粋）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第 22 条の 9

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

第 25 条の 3 の 2

- 2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他法施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第 1 項及び第 2 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情

報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第34条の15第3項において同じ。)により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法)

第27条 個人の市民税は、第33条、第34条の3の2第1項、第34条の3の5又は第34条の11の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第30条

- 2 前項の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第34条の3第1項又は第34条の3の6第1項の規定によって徴収する場合にあつては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第34条の3第1項又は第34条の3の6第1項の規定によって徴収する場合にあつては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第33条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である

場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合計額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第 25 条の 2 第 1 項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

5 納税義務者である給与所得者に対して給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の 4 月 30 日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第 183 条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の 10 日（その支払を受けなくなった日が翌年の 4 月中である場合には、同月 30 日）までに、

第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

- 第34条の3 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第29条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに普通徴収の方法によって

徴収するものとする。

- 2 法第 321 条の 6 第 1 項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

- 第 34 条の 3 の 2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第 33 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 34 条の 3 の 5 において同じ。）の 2 分の 1 に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴

収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 29 条第 1 項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第 34 条の 3 の 6 法第 321 条の 7 の 7 第 1 項又は第 3 項 (これらの規定を法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第 29 条第 1 項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第 321 条の 7 の 7 第 3 項 (法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合 (徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。) において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(種別割の税率)

第 72 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台につい

て、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

附 則

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第16条の2

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第18条

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

議第 7 号

三条市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例
に関する条例の一部改正について

三条市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

三条市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 29 年三条市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 号参考

三条市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（抜粋）

（固定資産税の課税免除）

第 2 条 市長は、法第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和 5 年 3 月 31 日までにおいて、承認地域経済牽引事業者が法第 18 条に規定する承認地域経済牽引事業（法第 25 条に規定する主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条各号の要件に該当するもの（以下「対象施設」という。）を法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する促進区域内に設置した場合において、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、新たに課されることになった年度から 3 年度分に限り、課税を免除する。

議第 8 号

三条市手数料条例の一部改正について

三条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市手数料条例の一部を改正する条例

三条市手数料条例（平成 17 年三条市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 の項第 78 号エ中「第 73 号ウ」を「第 75 号ウ」に改め、同号オ中「第 76 号エ」を「第 78 号エ」に改め、同号カ中「第 76 号オ」を「第 78 号オ」に改め、同号を同項第 80 号とし、同項第 77 号イ(ウ)中「第 74 号エ」を「第 76 号エ」に改め、同号を同項第 79 号とし、同項第 76 号ウ中「第 73 号ウ」を「第 75 号ウ」に改め、同号を同項第 78 号とし、同項中第 75 号を第 77 号とし、第 71 号から第 74 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 70 号ア(ア)中「第 72 号」を「第 74 号」に改め、同号を同項第 72 号とし、同項中第 69 号を第 71 号とし、第 60 号から第 68 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 59 号中「1 団地」を「一団地」に改め、同号を同項第 61 号とし、同項第 58 号を同項第 60 号とし、同項第 57 号中「同一敷地内許可建築物以外」を「一敷地内許可建築物以外」に、「建築許可」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可」に改め、同号ア中「同一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る。以下この号において同じ」に改め、同号イ中「（同一敷地内許可建築物を除く。）」を削り、同号を同項第 59 号とし、同項第 56 号中「同一敷地内認定建築物以外」を「一敷地内認定建築物以外」に、「容積率又は各部分の高さ」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率」に改め、同号ア中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る。以下この号において同じ」に改め、同号イ中「（同一敷地内認定建築物を除く。）」を削り、同号を同項第 58 号とし、同項第 55 号中「同一敷地内認定建築物以外」を「一敷地内認定建築物以外」に、「建築認定」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の認定」に改め、同号ア中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る。以下この号において同じ」に改め、同号イ中「（同一敷地内認定建築物を除く。）」を削り、同号を同項第 57 号とし、同項第 54 号ア中「既

存建築物を除く」を「建築等をするものに限る。以下この号において同じ」に改め、同号イ中「（既存建築物を除く。）」を削り、同号を同項第 56 号とし、同項第 53 号を同項第 55 号とし、同項第 52 号中「1 団地」を「一団地」に改め、同号ア中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る。以下この号において同じ」に改め、同号イ中「（既存建築物を除く。）」を削り、同号を同項第 54 号とし、同項第 51 号中「1 団地」を「一団地」に改め、同号を同項第 53 号とし、同項中第 50 号を第 52 号とし、第 36 号から第 49 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 38 号の前に次の 1 号を加える。

(37) 高度地区における建築物の高さの特例許可 1 件につき 160,000 円

別表 5 の項中第 35 号を第 36 号とし、第 31 号から第 34 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 30 号中「建築物」を「第一種低層住居専用地域等内における建築物」に改め、同号を同項第 31 号とし、同項第 29 号中「建築物」を「第一種低層住居専用地域等内における建築物」に改め、同号を同項第 30 号とし、同項中第 28 号を第 29 号とし、同項第 27 号中「適用除外に係る」を「特例」に改め、「33,000 円」を削り、同号に次のように加える。

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物以外の建築物の場合
33,000 円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物の場合 160,000 円

別表 5 の項中第 27 号を第 28 号とし、第 26 号を第 27 号とし、第 25 号を第 26 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(25) 建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の特例認定 1 件につき 27,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 号参考

三条市手数料条例（抜粋）

別表（第2条関係）

5 建設部関係

(27) 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可 1件につき 33,000円

(29) 建築物の高さの特例認定 1件につき 27,000円

(30) 建築物の高さの許可 1件につき 160,000円

(51) 総合的設計による1団地の建築物の特例認定 1件につき

(52) 既存建築物を前提とした総合的設計による1団地の建築物の特例認定 1件につき

ア 建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合 78,000円

イ 建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(54) 既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可 1件につき

ア 建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合 238,000円

イ 建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(55) 同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定 1件につき

ア 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合 78,000円

イ 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(56) 同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可 1件につき

ア 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合 238,000円

イ 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(57) 同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可 1件につき

ア 建築物（同一敷地内許可建築物を除く。）の数が1である場合 238,000円

イ 建築物（同一敷地内許可建築物を除く。）の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(59) 1団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定 1件につき 27,000円

(70) 低炭素建築物新築等計画の認定 1件につき 次に掲げる額を合算した額

（申請に併せて建築基準関係規定の適合審査の申出があった場合は、当該申請の建築物に関する確認の内容に応じて一の建築物について第11号及び第12号に掲げる手数料の額を加えた額とする。）

ア 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の建築物のうち住戸の部分（以下「住戸等」という。）については、次に掲げる額

（ア）申請前に、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関における低炭素建築物新築等計画が基準に適合するかどうかの審査（以下この号から第72号までにおいて「技術的審査」という。）を行った場合にあっては、住戸等の数（以下「住戸数」という。）に応じ、次に掲げる額

(76) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 1件につき 次に掲げる額を合

算した額（申請に併せて建築基準関係規定の適合審査の申出があった場合は、当該申請の建築物に関する確認の内容に応じて一の建築物について第11号及び第

12号に掲げる手数料の額を加えた額とする。)

ウ 非住宅部分について技術的審査を行わない場合 第73号ウと同じ方法で算出した額。ただし、床面積が300平方メートル未満のものは、10,000円

(77) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定

イ その他の場合 1件につき 次に掲げる額を合算した額(申請に併せて建築基準関係規定の適合審査の申出があった場合は、当該申請の建築物に関する確認の内容に応じて一の建築物について第11号及び第12号に掲げる手数料の額を加えた額とする。)

(ウ)非住宅部分について技術的審査を行わない場合 第74号エと同じ方法で算出した額。ただし、床面積が300平方メートル未満のものは、5,000円

(78) 建築物エネルギー消費性能基準適合の認定 1件につき 次に掲げる額を合算した額

エ 非住宅部分について技術的審査を行わない場合 第73号ウと同じ方法で算出した額。ただし、床面積が300平方メートル未満のものは、10,000円

オ 非住宅部分について標準入力法等により技術的審査を行う場合 第76号エと同じ方法で算出した額

カ 非住宅部分についてモデル建物法により技術的審査を行う場合 第76号オと同じ方法で算出した額

議第 9 号

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年三条市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 8 条中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号ア(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同号イ(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号イ(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 20 条第 4 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

第 35 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「又は同項第 2 号」を「又は同条第 2 号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子ども

の区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とを削る。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とを「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」とに改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」との次に「、「同号」とあるのは「同条第3号」と」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 9 号参考

三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（抜粋）

第 4 条

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 6 条

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)
は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)

は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第 7 条

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)

は、法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 7 条第 2 項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第 13 条

4 特定教育・保育施設は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア)法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7 万 7,101 円

(イ)法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5 万 7,700 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7 万 7,101 円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア)法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者

(イ)法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)である者

(特定教育・保育の取扱方針)

第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 25 条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

(運営規程)

第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第 23 条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(特別利用保育の基準)

第 35 条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第 36 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第 37 条

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 43 条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第 39 条

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

（特定地域型保育の取扱方針）

第 44 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（次条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに

係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第 52 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければな

らない。

- 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども（令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

議第 10 号

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年三
条市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 10 号参考

三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（保育の内容）

第 26 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

議第 11 号

三条市火災予防条例の一部改正について

三条市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市火災予防条例の一部を改正する条例

三条市火災予防条例（平成 17 年三条市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 11 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 11 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第 11 号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作する

ことができる箇所に設ける」に改め、同項第 12 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 13 号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第 16 号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第 18 号を第 19 号とし、第 17 号を第 18 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（17）急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第 16 条第 1 項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第 23 条第 3 項を削り、同条第 4 項第 2 号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 33 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項又は前項第 2 号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとしなければならぬ。

第 23 条第 5 項中「前項第 2 号」を「第 3 項第 2 号」に改める。

別表第 4 から別表第 7 までを次のように改める。

別表第 4 から別表第 7 まで 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 11 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の三条市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第 23 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 23 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 23 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第 11 号参考

三条市火災予防条例（抜粋）

（急速充電設備）

第 11 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- (2) その筐体きょうは不燃性の金属材料で造ること。
- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

(避雷設備)

第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

(喫煙等)

第 23 条

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない。

4 第 1 項の消防長が指定する場所（同項第 3 号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない。）

5 前項第 2 号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

別表第 4 から別表第 6 まで 削除

別表第 7（第 23 条関係）

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

議第 12 号

三条市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について

三条市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例

三条市新型コロナウイルス感染症対策基金条例(令和2年三条市条例第15号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

動産の取得について

次の動産を取得するものとする。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

- | | |
|---------|---|
| 1 動 産 名 | 除雪ドーザ |
| 2 動産の規格 | 8 t 級 車輪式 マルチプラウ付
ディーゼルエンジン 4,398 cc 最大除雪幅 2.725m |
| 3 取得数量 | 1 台 |
| 4 取得金額 | 15,125,000 円 |
| 5 契 約 者 | 新潟市西区山田 2307 番地 108
日本キャタピラー合同会社 新潟営業所
所長 高 橋 重 喜 |

動産の取得について

次の動産を取得するものとする。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

- | | |
|---------|---|
| 1 動 産 名 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 動産の規格 | CD-I 型 ディーゼルエンジン 4,000cc |
| 3 取得数量 | 1 台 |
| 4 取得金額 | 46,750,000 円 |
| 5 契 約 者 | 新潟市東区材木町3番21号
新潟モリタ株式会社
代表取締役 大 野 嘉 彦 |

動産の取得について

次の動産を取得するものとする。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

- | | |
|---------|--|
| 1 動 産 名 | 高規格救急自動車 |
| 2 動産の規格 | ガソリンエンジン 2,488cc |
| 3 取得数量 | 1台 |
| 4 取得金額 | 18,843,000円 |
| 5 契 約 者 | 新潟市中央区弁天三丁目4番1号
新潟日産モーター株式会社
代表取締役 遠 藤 佳 彦 |

動産の取得について

次の動産を取得するものとする。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 動 産 名 | 高度救命処置用資機材及び救急用資機材 |
| 2 取 得 数 量 | 1 台分 |
| 3 取 得 金 額 | 20,097,000 円 |
| 4 契 約 者 | 三条市塚野目五丁目 17 番 14 号
健光メディカル株式会社
代表取締役 高 原 武 人 |

議第 17 号

令和5年度三条市一般会計補正予算

令和5年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ742,424千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,708,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 6,147,656	千円 349,836	千円 6,497,492
	2 国庫補助金	1,831,265	349,836	2,181,101
16 県支出金		2,847,458	202,953	3,050,411
	2 県補助金	865,412	202,953	1,068,365
18 寄附金		4	109,252	109,256
	1 寄附金	4	109,252	109,256
19 繰入金		6,306,540	74,383	6,380,923
	1 基金繰入金	6,306,540	74,383	6,380,923
21 諸収入		1,372,963	6,000	1,378,963
	5 雑入	221,635	6,000	227,635
歳 入 合 計		47,966,546	742,424	48,708,970

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,725,330	千円 152,153	千円 5,877,483
	1 総務管理費	5,107,402	127,438	5,234,840
	3 戸籍住民基本台帳費	135,076	24,715	159,791
3 民生費		14,438,888	356,690	14,795,578
	1 社会福祉費	6,688,688	349,853	7,038,541
	2 児童福祉費	6,806,464	3,150	6,809,614
	3 生活保護費	936,928	3,687	940,615
4 衛生費		4,245,162	16,530	4,261,692
	2 清掃費	1,616,566	16,530	1,633,096
6 農林水産業費		885,285	17,676	902,961
	1 農業費	814,773	17,676	832,449
7 商工費		1,895,636	198,523	2,094,159
	1 商工費	1,895,636	198,523	2,094,159
8 土木費		5,715,531	300	5,715,831
	4 都市計画費	2,256,830	300	2,257,130
10 教育費		4,572,224	552	4,572,776
	5 幼稚園費	2,389	300	2,689
	6 社会教育費	678,808	252	679,060
	7 保健体育費	1,518,115		1,518,115
歳 出 合 計		47,966,546	742,424	48,708,970

諮第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員伴田徳昭は、令和5年4月30日付けで退任したので、その後任委員候補者として次の者を推薦いたしたいので議会の意見を求める。

令和5年6月16日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	小 林 弘 明	

諮第 1 号参考

小 林 弘 明 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の設置区域）

第3条 人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に置くものとする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。